

# 第5次食の安心・安全行動計画

所管課：農政課

根拠となる条例：京都府食の安心・安全推進条例

(平成31～令和3年度)

## ■ 趣旨

府民の健康の保護が最も重要であるという基本認識のもと、めまぐるしく変化する「食」を取り巻く情勢にきめ細やかに対応するため、3年ごとに「食の安心・安全行動計画」を策定しています。

## ■ 基本方針と目標

### ○ 基本方針

- ◆ 府民の食の安心・安全をより高い水準で確保するため、平成31年度から3年間を対象期間とした行動計画を定め、2つの柱を中心として、府民の食に対する安心感を高めます。

### ○ 目標

- ◆ 食品関連事業者等の育成、情報の提供と府民の食の選択力向上、危機管理対応等 43項目

## ■ 計画の2つの柱と主な取組

### ○ 新たな法制度に適応できる食品関連事業者等の育成

- ◆ 安心・安全な食品を提供する事業者の育成
- ◆ 持続可能な農業の推進と食料の安定供給
- ◆ 誰もが安心して食事ができる環境の整備
- ◆ 緊急時の食の安心・安全の確保のための対応力の向上
- ◆ 生産現場等の監視・指導
- ◆ 流通段階の監視・指導

### ○ 食の信頼感向上に向けた情報の提供と府民の食の選択力向上

- ◆ 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進
- ◆ 府民の食に関する学習環境の充実
- ◆ 京都ならではの食文化の継承と食を大切にする意識の向上



きょうと食の安心・安全フォーラム



食の府民大学ホームページ

HACCPの考え方に基づく  
衛生管理のための手順書

水産養殖業者への巡回指導